



神戸大阪通関貿易教育研究社

〒542-0012 電話: 078-766-8761
 大阪市中央区谷町7丁目 Fax: 078-766-8762
 2-2 新谷町第1ビル 電子メール: kyokensha@kyokensha.jp
 301-1 号室 Web サイト: <http://kyokensha.jp/>



令和8年 4月講義確認テスト(再テスト1回目) 正誤表

正誤内容 : 解答解説冊子 1カ所

解答解説 冊子

間違い箇所: 第3問 1

誤: 1 **誤り**: 商標権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、その認定手続を執る旨の通知を受けた輸出者は、その物品が侵害物品に該当するか否かについて争う場合には、証拠を提出し、意見を述べることができるが、その旨を記載した書面を原則として認定手続の開始に係る通知書の日付の日の翌日から起算して10日(生鮮貨物は3日)以内(1月以内は誤り。)に税関長に提出する必要がある。

正: 1 **誤り**: 商標権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、その認定手続を執る旨の通知を受けた輸出者は、その物品が侵害物品に該当するか否かについて争う場合には、証拠を提出し、意見を述べることができるが、争う旨を記載した書面の提出については規定がない。なお、証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、原則として認定手続の開始に係る通知書の日付の日の翌日から起算して10日(生鮮貨物は3日)以内(いずれにしても1月以内という規定はない。)に税関長に提出する必要がある。

認定手続を執る旨の通知の記載事項と提出等の期限

	輸出してはならない貨物	輸入してはならない貨物
証拠を提出し、意見を述べる ことができる期限	通知書が発せられた日の翌日 から起算して10日以内(生鮮貨 物3日以内)	通知書が発せられた日の翌日 から起算して10日以内(生鮮貨物3 日以内)
争う旨を記載した書面の提出 期限	規定なし	通知を受けた日から起算して10 日を経過する日まで